

小 都 第 160 号  
令和7年7月18日

小城市都市計画審議会  
会長 後藤 隆太郎 様

小城市長 南里 隆



小城都市計画について.(諮問)

小城市都市計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 小城都市計画ごみ焼却場の変更